



藤沢市個人情報保護審査会答申第2号

1996年（平成8年）1月24日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護審査会
会長 野村 二郎



診療録非開示処分に関する異議申立について（答申）

平成7年9月6日付で諮問された「藤沢市民病院眼科における異議申立人の診療録」の非開示の決定に対する異議の申立に関する諮問について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市民病院（以下「実施機関」という。）眼科における異議申立人の診療録（以下「本件診療録」という。）は、開示することが相当である。

2 異議申立人（以下「申立人」という。）の主張

申立人は、平成元年1月末、実施機関皮膚科に入院し、同年2月上旬、退院したが、入院中の同年1月から退院後の翌平成2年7月まで約1年半、実施機関眼科の診療を受けた。しかし、症状が改善しなかったため、同年8月から継続して他の医療機関の診療を受け、現在に至っている。

申立人は実施機関での診療内容に疑問を持っているが、実施機関への通院中、医師から症状や治療内容、使用している薬、症状の経過について説明がなく、また、これらについて説明を求められる状況になかったため、藤沢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、本件診療録の開示を求めたところ、条例第12条第2項第2号に該当するとして、開示を拒否された。

しかし、実施機関における診療の内容を正確に把握することは、申立人に適切な診療がなされたか否かを検討する上で、必要不可欠であるから、申立人が求めた本件診療録の開示を拒否した藤沢市長の決定は不当である。

3 実施機関の非開示理由

- ① 診療録には、医師の守秘義務に関する事項や癌告知等の問題を含んでおり、診療録を患者が知ることによって、医師と患者との信頼関係を阻害し、場合によっては患者の生命、身体に重大な影響を及ぼす可能性がある。
- ② 診療録は、病院側の都合によって開示、非開示を決すべき性質のものではない。

したがって、診療録の開示は、条例第12条第2項第2号に該当する。

なお、実施機関の職員は、上記非開示理由を補足するものとして、

㊦ 医療機関及び医師は、診療契約上診療録を開示する義務を負っていない。

(昭和61年8月28日東京高裁判決も、同趣旨である。)

㊧ 診療録の開示については、医師の裁量が最大限尊重されるべきものである。

㊨ 診療録の開示を個別的具体的に判断することは、医療行為全体に悪影響を及ぼす。

㊩ 現状では、多数の診療録の開示請求があった場合、その事務処理の対応が困難である。

との意見を述べている。

4 審査会の判断理由

(1) 条例第12条第1項は、個人情報中の当該個人が実施機関である市長等に対し「登録業務に係る自己の個人情報の記録」の開示を請求できる旨定めており、本件諮問は、本件診療録が同条項に定める記録にあたることを前提として、本件診療録が同条第2項第2号の「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの」にあたるかどうかについての当審査会の判断を求めるものである。

(2) 実施機関の非開示理由は、実施機関の職員が非開示理由を補足する意見として述べているところと総合的に判断すると、診療録は条例第12条第2項第2号に該当すると主張するものであると解される。

(3) 医師が診療録を作成するのは、第一次的には、医師法上の義務によるものであるとはいえ、医師は、患者との間の診療契約により患者に対し診療経過を説明する義務があり、そのためには、診療経過を明らかにした記録を作成しておく必要があるものであって、診療録は、そのような必要にも応ずるものとして作成されているものである。

医師が患者から診療経過の説明を求められた場合、ことに患者から診療録の開示を求められた場合には、診療録を開示した上で説明することが説得力と信頼性のある説明として医師の説明義務をもっとも誠実に履行することになるものというべきである。さらに、診療録の開示によって医師と患者との間の信頼関係が一層深められることも考えられる。

したがって、診療録は、その開示が本人の現在及び将来の治療に著しい支障をもたらすなど特別な事情がないかぎり、条例第12条第2項第2号には該当しないものというべきである。

(4) 以上のことから考えると、本件の場合、患者である申立人は、他に転医後すでに数年を経過し、その間病状が好転しているのであるから、本件診療録を開示しても今後の診療に支障を生じたりするおそれはないと考えられる。

また、本件の場合、他に本件診療録を開示することによって不当な結果を生ずる

事情は認められない。

(5) したがって、本件診療録は、条例第12条第2項第2号に該当しないものというべきであるから、本件診療録は、開示することが相当である。

福岡県福岡市東区東区役所

以上

診 察 内 容 要 約	日 付 年
肥後県立病院不妊治療センター	25.8.2001
肥後県立病院不妊治療センター	2.7
肥後県立病院不妊治療センター	25.8
出雲の書院 - J 扶コ会支部の役員	8.8
出雲の書院の書院本部各課長 - J 扶コ会支部の役員	7.9
出雲の書院の書院本部各課長 - J 扶コ会支部の役員	15.8
扶コ会「学」の書院本部各課長 - J 扶コ会支部の役員 出雲の書院の書院本部	25.8
(J 扶コ会) 出雲の書院本部 - J 扶コ会支部の役員	2.01
扶コ会「学」の書院本部 - J 扶コ会支部の役員	1.01
(出雲の書院本部) 出雲の書院本部各課長	25.01
(出雲の書院本部) 出雲の書院本部各課長 出雲の書院本部各課長 出雲の書院本部各課長 出雲の書院本部各課長 出雲の書院本部各課長	25.11
(出雲の書院本部) 出雲の書院本部各課長 (出雲の書院本部) 出雲の書院本部各課長 出雲の書院本部各課長	21.51
(出雲の書院本部) 出雲の書院本部各課長	15.1.2001

藤沢市民病院診療録に係る個人情報開示異議申立て事案の経過

1996年1月24日現在

◎請求の内容

眼科における藤沢市民病院診療録

年 月 日	処 理 内 容 等
1995. 6. 22	個人情報開示等請求書受理
7. 6	個人情報開示等請求拒否決定処分
8. 25	個人情報開示等異議申立書受理
9. 6	市長から審査会に対し、諮問書の提出
9. 7	審査会から市長に対し、請求拒否理由説明書の提出要請
9. 21	市長から審査会に対し、請求拒否理由説明書の提出
9. 22	審査会から異議申立て人に対し、請求拒否理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
10. 3	異議申立て人から審査会に対し、意見書の提出（資料6）
10. 4	審査会から市長に対し、意見書の写しを送付
10. 25	第2回個人情報保護審査会（本事案審査の初回）
11. 22	第3回個人情報保護審査会（本事案審査の第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関から非開示理由の説明聴取 ・異議申立て人から意見聴取 ・対象文書の内容確認 ・審議
12. 13	第4回個人情報保護審査会（本事案審査の第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・審議（まとめ） ・答申文の検討
1996. 1. 24	第5回個人情報保護審査会（本事案審査の第4回） <ul style="list-style-type: none"> ・答申